

# 【伊丹市プレミアム付商品券】

## 取扱店舗 募集要項

### 【申込期間】

第二次募集 令和元年7月1日（月）～令和元年7月31日（水）

### 伊丹市プレミアム付商品券事務局

#### ◆問合せ先

伊丹市プレミアム付商品券コールセンター（事業者向け）

平日 9:00～17:30（土・日・祝休業、年末年始 12月28日～1月5日休業）

TEL: 072-764-7749 FAX: 078-570-5100

URL: <https://premium-gift.jp/itami/>

伊丹市は、消費税・地方消費税率引上げに伴う経済対策を目的とした国庫補助金を活用して、市内での消費を拡大し、地域経済を活性化するために「伊丹市プレミアム付商品券」を発行します。

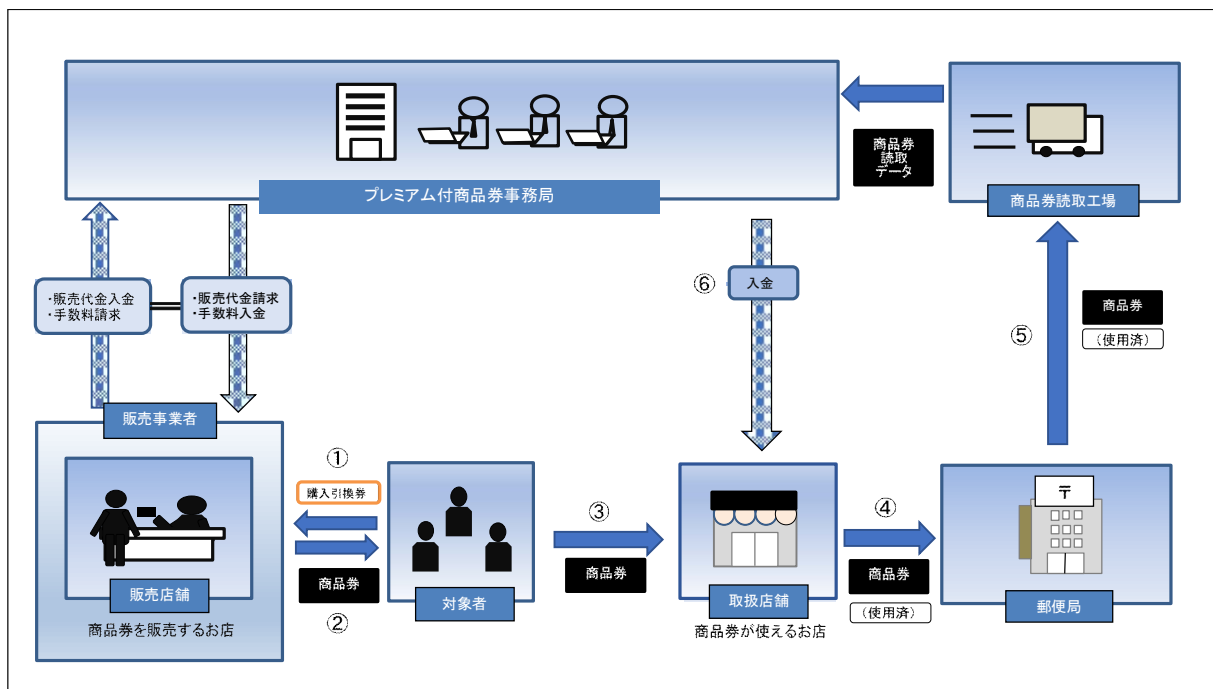
つきましては、下記のとおり本商品券が利用できる取扱店舗を募集しますので、ご協力

くださいますようお願い申し上げます。

## 2 商品券事業の概要

- (1) 名称 伊丹市プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）
- (2) 発行総額 10億1,250万円
- (3) 発行部数 20万2,500冊
- (4) 券種 500円券
- (5) 販売価格 1冊4,000円（1冊の内訳：500円券×10枚の5,000円分）
- (6) 利用期間 令和元年10月1日～令和2年2月29日
- (7) 販売期間 令和元年10月1日～令和2年2月29日
- (8) 購入対象者
  - ①非課税者  
2019年度住民税非課税者（課税基準日2019年1月1日）  
※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く
  - ②子育て世帯の世帯主  
2016.4.2～2019.9.30までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主  
※対象となる子の数の分を購入可能
- (9) 購入方法 購入対象者へ送付する引換券による購入とし、最大5回までの分割による購入が可能

### <全体フローイメージ>



## 3 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 明らかな資産形成であり、消費の下支えとは言いがたい出資や金融商品の購入等
- (2) 換金性が高く、消費税・地方消費税引上げ直後の消費に確実につなげるといふ本事業の趣旨にそぐわない商品券、プリペイドカード等
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に規定する営業への支払い等（パチンコ、麻雀、ゲームセンター、ギャンブル、性風俗関連特殊営業に関わるもの）

- (4) 地域経済の振興に直接資することが想定しがたい国や地方公共団体への支払い等
- (5) たばこの購入（たばこ事業法により取扱不可）
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料・機器類・仕入商品等の購入
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

#### 4 商品券の取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券は伊丹市より取扱店舗に承認された店舗で利用できます。
- (3) 商品券と現金との交換は禁止しています。
- (4) 商品券の券面金額に満たない利用であっても、釣銭は出さないでください。
- (5) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (6) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (7) 商品券の紛失及び盗難に対し、伊丹市はその責任を負いません。

#### 5 取扱店舗の参加資格について

伊丹市内に店舗、事業所等を有する事業者とします。ただし、次に掲げる事業者は参加できません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 前述「2 商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
- (5) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者

#### 6 取扱店舗の責務等

- (1) 商品券の利用期間中は、所定のステッカー等を利用者の見やすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者から商品券を受け取る際は、見本券と照合し、相違がないことを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造券であると判別できる場合は、商品券の受

け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに伊丹市プレミアム付商品券事務局まで報告してください。

- (3) 商品券を受け取ったときは、再使用を防止するため商品券裏面に取扱店舗名を記入（ゴム印等可）することとし、既に取り扱店舗名の記入のあるものは受け取りを拒否してください。
- (4) 商品券の交換や売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 取扱店舗自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店舗の責任とします。

## 7 申込手続き

### (1) 申込み方法

取扱店舗登録希望者は、この「募集要項」ならびに要項末尾に記載の「誓約事項」に同意の上、取扱店舗登録申請書に必要事項を記入し、下記のいずれかの方法でお申込みください。

◆WEB申込み：

<https://premium-gift.jp/itami/>（伊丹市プレミアム付商品券ホームページ）

◆FAXで申込み：078-570-5100

「大型店等の場合」

- ①大型店・量販店・チェーン店・系列店などの伊丹市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、店舗毎ではなく、事業者単位でとりまとめて申込みを行って下さい。
- ②原則、伊丹市内全ての店舗で利用可としてください。
- ③すべての取扱店舗に「募集要項」の内容に同意して頂き、各店舗の名称（例：〇〇〇伊丹店）、所在地（郵便番号を含む）、電話番号、FAX番号、担当者氏名等の登録が必要です。伊丹市プレミアム付商品券ホームページの登録フォームをご利用ください。

### (2) 申込み期間

令和元年7月1日（月）00：00から令和元年7月31日（水）23：59まで

### (3) 取扱店舗の登録

審査のうえ、承認の可否について郵送で通知します。なお、申込み内容に虚偽・不備等がある場合は、不承認あるいは承認を取り消すことがあります。

## 8 換金について

物品の販売又は役務の提供などの取引において商品券を受け取った取扱店舗は、次の要領で換金を申し出ることができます。

- (1) 取扱店舗は、事務局の配布するレターパック（又は専用のダンボール）に商品券を同封し、伊丹市内の郵便局へ営業時間内に持参する。

- (2) 換金額は【500円×商品券枚数】となります。(振込手数料は伊丹市負担)
- (3) 換金請求期間は、令和元年10月1日(火)～令和2年3月3日(火)までとします。この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをして下さい。
- (4) 換金請求日に応じて5回の振込設定日に利用店舗の指定口座へ支払われます。

郵便局窓口への換金請求日(商品券持込日)	入金予定日
① 令和元年10月1日～10月25日	令和元年12月2日
② 令和元年10月26日～11月25日	令和2年1月8日
③ 令和元年11月26日～令和2年1月11日	令和2年2月17日
④ 令和2年1月12日～2月11日	令和2年3月16日
⑤ 令和2年2月12日～3月3日	令和2年3月27日

**※上記の日程は予定の為、変更となる場合があります。最終日程および換金方法の詳細は、後日配布いたします「取扱店舗マニュアル」にて必ずご確認ください。**

(5) その他

取扱店舗には、8～9月ごろに説明会を実施する予定です。説明会では、商品券の取扱要領、換金手続きなど詳細をお知らせします。また、換金手続き等に関する説明資料の送付や説明会の開催日時については、追って案内します。

## 9 その他留意事項

- (1) 商品券の取扱い、換金の方法など詳細については、9月に配布する「取扱店舗マニュアル」を参照して下さい。
- (2) 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、伊丹市がその対応を決定します。
- (3) 取扱店舗の情報(店舗名称、所在地、電話番号、業種等)は「商品券の使えるお店」として専用ホームページにより広報します。
- (4) 令和元年7月31日までに申し込みされた取扱店舗様に関しましては、商品券販売店舗に設置する取扱店舗案内冊子に掲載します。
- (5) 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物・掲出等については事前に伊丹市の承認が必要となります。伊丹市プレミアム付商品券専用ホームページにより画像等使用承認申請を行って下さい。
- (6) 商品券の利用者に不利益を与える行為や故意により事務局等に対して損害を与える行為等を行った場合は、換金の拒否もしくは損害賠償を求める場合がございますのでご注意ください。
- (7) 伊丹市の方針等によって、内容が変更される可能性がある旨を予めご了承願います
- (8) 令和2年3月30日以降の異議申し立てはできません。

### 誓約事項

- 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払を受け付けません。
- 商品券の再販・再流通を致しません。

4. 商品券の偽造・悪用・濫用を致しません。
5. 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
6. 商品券の利用期間中(令和元年10月1日～令和2年2月29日)は取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事由がない限り途中辞退を致しません。
7. 商品券の取扱、取扱店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し遵守します。
8. 商品券の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
9. 商品券の取扱に関して協議会からの改善要請等があった場合には、それに従います。
10. 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表(専用HP、チラシ等に掲載)について同意します。
11. 登録する店舗は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などを運営する者」、「特定の政治団体と関わる店舗等」又は「公序良俗に反する店舗等」ではありません。

上記、誓約事項を確認の上、別紙「取扱店舗登録申請書 兼 誓約書」に署名しお申し込みください。